

「温故」五号をお送りします。

前号に引続いて「回天実記」をのせました。

次号で完結になると思います。

椋正隆元校長宅の古文書を調査させてもらいましたら、江戸時代後記の貴重な記録が数点みつかりましたので、その中の「諸国大飢饉並諸品廉書」をこの号で紹介します。以下次号で引続き紹介いたします。

会員金谷清氏が、当時からの主食料品の価格の推移を詳しく調べてグラフにしてくださいました。飢饉等による価格変動を前出椋家文書と対比してごらんください。なお、紙面の都合上幕末までのものをのせましたが、明治以後のものは、同じく調査された「たばこ」の価格変動と共に次号で紹介いたします。

目次

回天実記（前号のつゞき）	2
諸国大飢饉並諸品廉書	21
幕末期食料品等の価格推移	30

回天実記（温故四号のつゞき）

全夜三樹三等の旅寓ヲ訪問シテ真田四郎ナル名刺ヲ出ス者アリ（全氏ハ三田尻招賢閣在留ノ土州「土佐」浪士ニシテ品行不良終ニ同盟ニ放逐セラレタル無頼漢ナリ）須佐俗論党ノ山口定宿タル堅小路山川某ノ紹介ニ因リテ交際親密トナリシヨリ、俗論党ノ賄賂ヲ受ケ左袒（味方すること）シテ為ニ奔走スル者ナル由曾テ聞ク処ナリ。然レバソノ来ルヤ回天軍ノ言論ヲ叩キ、ソノ運動ノ針路ヲ偵知シテ對抗ノ策ヲ画セントスルノ精神ヲモツハ火ヲ見ルヨリモ明ラカナレバ、應接中最モ注意シテ彼ガ詭弁ニ欺カレザルヲ以テ、彼ハ内情ヲ伺ウノ手段ニ尽キ快々トシテ暇ヲ告グ。

全十四日大橋三樹三、中村泰一、中村藤馬展起（朝早く起き）益田石見殿ノ旅館ニ至リ面会ヲ乞ヒ、前夜真田四郎ノ談話中益田石見殿ノ所ニテ胸等ガ上陳書ヲ披見セシノ一言アリシヲ以テ詰リテ曰ク、果シテ然ラバ君等他

人ニ見セシメズトノ約ヲ破リ、陰ニ俗論党ヲ贊ルノ痕跡ヲ示シタリ。曾テ吾輩ノ君等ヲ疑フ者亦理ナキニアラザルナリト。益田殿赧然（顔を赤らめること）一語ナシ。遂ニ三樹三等ノ請求ニ応ジテ上陳書ヲ返却セリ。

来ル十四日ヲ期シ、而後見毛利筑前殿代理として老臣小坂一学及敷島次郎、河上四郎外ニ干城隊員二名公命ヲ以テ須佐へ差遣ハサルベシトノ達アリ、九ツ時中村泰一山口出発、飛報ノ為出発帰隊。

全十四日回天軍須佐浄蓮寺へ出張、御手廻四組等各所ニ集談会ヲ開ク。同夕阿川四郎須佐来着、全十五日益田周布及敷島次郎着須アリ、今度益田殿旅館ノ大組大谷岩尾、周布殿旅館ハ大組粟山半左エ門宅ト定マリタリシハ全ク回天軍御手廻等正義派トノ交通ヲ遠ザケテ而後見ヲ籠絡セントスル邑政堂ノ奸計ナルコトヲ発覚シ、而後見共一応着駕ノ上更ニ堀嘉十郎方ニ移リテ全宿セラル。小坂ハ六谷文平宅ニ投宿セリ。

今十六日邑政堂ヨリ津田公輔ヲ召喚アリテ
 弥富村ヨリ回天軍入隊ノ農兵ハ何レモ差支リ
 アル者ナレバ、至急除隊スベシトノ命アリト
 イエドモ、公輔ハ隊規モアリテ之ヲ除隊スベ
 カラザル旨ヲ答ヘテ退出セリ。

全十七日千城隊員二名、須佐本町須山平助
 宅ニ止宿ス。

真田四郎ハ宗田道太郎（八幡隊ノ者ニシテ
 罪ニテ剃髮セラレ居リシ無頼漢ナル由）ト共
 ニ北強団ノ招請ニ応ジテ來須セリ。

回天軍再興後、御手廻組共正義ヲ唱エル者
 続々輩出シテ動モスレバ回天軍ノ応援ヲナス
 ノ舉動アルヲ以テ、俗吏ハ大イニ之ヲ忌ミ、
 育英館ニ於テ大隊組立ノ旨ヲ令シ、屢々入塾
 ヲ促シテ北強団ニ加盟セシメントスレドモ、
 御手廻四組等ハ大概正邪裁断ノ上ナラデハ館
 中ニ入ルベカラズト辞シテ応ゼズ。邑政堂ノ
 督促益々嚴ナルニ依リ、辞スルニ途ナク、却
 テ回天軍ニ入隊ノ決心スル者アルニ至リ、宇

谷組ノ如キハ回天軍入隊ノ申込ヲナセリ。

茲ニ敷島、河上ノ二氏及千城隊派出員等ハ、
 兩後見ヲ進メテ先ズ俗論党ノ処罰ニ着手セント
 セシガ、真田四郎等俗論党ヲ教唆シテソノ勢力
 ヲ贊エルニ依リ、俗吏等大イニ反抗シテ却テ正
 義派ヲ陥レントスルノ傾向アリテスコブル困難
 事態ニ立至リ、一応出山シテ毛利筑前殿ニ協議
 スルコトニ一決セリ。

全廿三日兩後見、小阪千城隊派出員及敷島、
 河上等一同出発セリ。大橋三樹三外一名事情視
 察ノ為後見ニ隨行セリ。回天軍ハ下田万村本管
 ニ帰ル。

全廿六日南園隊總督佐々木男也ヨリ俣賀昌左
 エ門へ託送セル回天軍宛ノ書簡開封ノ証見ヲ以
 テ之ヲ受領セズ、直チニ邑政堂へ返送シ、隊員
 安岡五郎ヲシテ南園隊ニ至リ、前頭ヲ報知シ、
 且ソノ事ノ何タルヤヲ問ハシムルニ、分隊ヨリ
 ハ政事堂ヨリ須佐紛擾事件ニ関リ、回天軍役員
 ノ内二名來雲（生雲へ）アルベシトノ回報ヲナ

セリ。然ルニ当時北強団員二名、生雲村ニ滞在シ、佐々木氏ノ挙動疑ハシキ処アレバ、回天軍役員ノ生雲行キヲナスハ得策ニアラズトシテ大谷源藏ニ命ジテ南園隊ニ至ラシム。

初メ俗論党ノ招請ニ応ジテ来須セシ二名ノ内宗田道太郎ハ帰山セシガ、真田四郎ハ尚滞須シテ益田丹下、増野又十郎始メ競ヒテ招饗スルニヨリ、酒池肉林ノ楽ヲホシイママニセラル。政事堂御用係藤山弥一右エ門並ニ土州藩浪士細木本太郎同伴シテ来須、回天軍ニ就テ真田四郎ノ近状ヲ探偵ス。細木氏曰ク、同藩人ノ名譽ヲ傷ツクルノ無頼漢帰山ノ上処断スベシト。既ニシテ真田四郎ヲ召喚ス。真田四郎ハ次室ニアリテ平伏ス。細木ハ明日ヨリ同道帰山スベシ、ソノ準備ヲナスベシト一言シテ帰ラシメタリ。

翌廿七日藤山、細木ハ駕籠ニテ出発、四郎ハ徒歩帰山セリ。細木等ハ帰山後四郎ヲ小郡ニ謹慎セシメシガ、同藩人ソノ罪ヲ責メテ切

腹セシム。宗田道太郎モ又八幡隊ヲ放逐セラルルニ至ル。同晦日大谷源三生雲村ヨリ帰營セシニ、南園隊ニ確固タル定見モナク、政事堂ヨリノ内命モアレバ須佐邑ノ正俗分岐ノ処断ニ尽力スベシ。就テハ回天軍ノ来歴ソノ他遂一筆記シテ当隊へ差出サレタシトノ伝詞アリ。

同晦日在山口両後見ヨリ益田丹下、増野与次ヲ召換セラレシガ、丹下ハ御手廻市山淳藏、山下少輔、横山左兵衛等ヲ招キ、拙者等明日ヨリ出山スベシ、然ルニ卿等ガ申シ立ツル正邪ノ弁別ハスコブル難事ニシテ、若シ之ヲ判然セシムルニ至ラバ御家ノ大事、御不為トモ相成リ、将来邑中一和ノ前途無之、卿等自ラ正義ト唱フレドモ万一邪曲ト決スルコトアランニハ、臍ヲカムノ悔アラン、卿等愚見ニ從ヒ正邪ノ別ヲ正サズシテ調和スルノ意ナキヤトナンナンスルニ、三人ハソノ姑息ヲ憤リソノ罪ヲ咎メテ去リタリ。与次ハ老体ナル故、出山ヲ辞シ松本良左エ門其ノ代理トシテ丹下ニ同伴セリ。

六月朔日津田公輔兩後見出発ノ事情探訪ノ為須佐ヨリ発程ス。

隊員内田正一郎ヲ南園隊ニ派遣シ、去月廿八日同隊ヨリ大谷源藏へ伝詞ノ事アレドモ、兩後見ノ邑任トナリテ正俗二派ニ就テ親シク取調ノアリシコトナレバ、益田周布等ヨリ賤取相成リテ御尽力ヲ頼ムト回答ヲナサシメタリ。

同二日松原泰三ヨリ仙相院君儀ニ御出山ノ由ヲ報知セルニヨリ、俗吏等又仙相院君ノ命ヲ矯リ、山口ニ於テ評議セラル、処断ヲ左右セントスルノ計画ナルコト攀ヲ指スガ如クナレバ、一日モ猶予スベカラズトノ決議ニテ、原井直介、大谷源藏等出須シ、源藏ハ更ニ山口ニ向テ発程セリ。

5
同五日栗山徹三、大谷千代松等生雲南園隊ニ至リ七日帰營セリ。
同八日大橋三樹三山口ノ事情至急報導ヲ要スルニヨリ帰營セリ。

同十日奇兵隊山下範三郎（元回天軍）回天軍ニ來着セリ。先ズ、村岡彦十郎外五名山口ニ於テ奇兵隊入隊ノ際、須佐正邪兩立ノ事実ヲ詳細陳述シテ將來声援ヲ請フ旨ヲ依頼セシニ依リ、尔來同隊ニ於テハ回天軍ノ運專ヲ注目セシガ、カッテ參謀兼書記時山直八、四番銃隊長阿川四郎等相謀リ、兵隊ヲ率イテ須佐ニ至リ、俗論党ヲ処置スベキノ議論アリシモ、軍監林半七氏ノ之ヲ制スル為、シバラク留リタルナリ。終ニ山下範三郎ヲシテ近況探偵ノタメ帰休セシメタリ。当度山下範三郎奇兵隊ヨリ帰休ノ件及ビ山口ニ於テ処分上ニ関リ邑政堂ニ請求スベキ件等アリテ中村藤馬山口ヲ出發ス。

同十一日中村藤馬須佐着、大谷源藏山口ヨリ急報ノ事アリテ帰營セリ。
同十二日津田公輔ハ敷島、河上等ト相謀リ、中村藤馬帰須運動ノ結果ニヨリテハ、回天軍ヲ挙ゲテ山口ニ至ルベキノ事ヲ決シ、ニワカニ出發、翌十三日下田万本營ニ歸ル。

回天軍ヨリ原井直助、大谷源藏ヲ出須セシメ、カネテ請求ノ數条ヲ斷行アランコトヲ邑政堂ニ迫ルトイエドモ、俗吏ヲ事ヲ曖昧托シテ決答セズ。

同十四日中村藤馬外一名出須ス。昨日原井直助等応接ノ件ニツキ軍事總督増野与次ニ面会シ、ヤ、激論ニ及ビシガ、明日ノ決答ヲ期シテ去レリ。

同十五日中村藤馬等増野与次宅ニ至リ、前日ノ決答ヲ聞カント迫レルニ、百方逃辟ヲ設ケテ請求ノ數条ハ大半閱届ケザルヲ以テ、到底事ノ成ラザルヲ計リテ帰營セリ。

同十六日御手廻リノ内ヨリ山下少輔、松原仁藏等招キニ応ジテ來營相談スル所アリ。

同十七日夜須佐ヨリ宅野魁助來營シ、萩ニ於テ十二千吏処分ニ際シソノ余党蜂起ノ状況アリテ、諸隊ハ同地ニ出張ノ由ナルト報知ス。スナハチ中村泰一、内山茂樹等探訪ノ為出萩セシニ同地ハ異常ナキヲ以テ、茂樹ハ帰營シ

泰一ハ諸隊ノ勦靜ヲ伺フ為山口ニ出ントシテ明木村ニ至レバ、敷島次郎ノ出萩スルニ会ス。敷島曰ク、萩地鎮撫ノ為世子君御越ニ決シ、諸隊ヨリハ御守衛ノ兵隊ヲ出セシガ、六軒茶屋マデ御出馬アリシニ、更ニ諸隊ヨリ之レヲ留メタリシニヨリ御帰山アリタリ。賊堂涕騰ノ説ハ全ク誤聞ニ出デタルモノナリ。又須佐処分ノ件ハ過日次郎政治堂ニ出頭シテ催促セシニ、徳山正邪兩立ノ処分中ナレバ、ソノ処分ヲ終リタル後直チニ着手スベシトノ事ナリト、泰一、敷島同伴シテ萩ニ至リ、袂ヲ分カチテ帰營セリ。

同二十日中村藤馬出須、軍器引取ノ事ヲ邑政堂ニ迫リテ曰ク、過日來隊員交々邑政堂ニ出頭シテコレヲ促ストイエドモ、君等ハ左ニ避ケ右ニ逃レシテ回天軍ヲ欺キ以テ今日ニ至レリ。到底渡サザレバ渡サズト斷言セラレヨ、俗吏ハ銃ハ一切渡スベカラズ、大砲一挺ヲ今日引渡スベシ、金山慎吾ヨリ受領スベシト決答セリ。藤馬ハ慎吾ニ至リ之ヲ受領シ、本營ニ向ッテ送致ス

ルニ、途中ニテ車台ヲ奪フ者アリテソノ踪跡ヲ知ラズ。

同二十一日津田公輔、大橋三樹三、中村藤馬、政堂ニ至リテ車台横奪ノ賊ヲ探查スルニ總督ヨリ沙汰之無キニヨリ御武具方役人ノ為ニスル所ナリトノ事ナレバ、俗吏ヲ責ムル最モ激烈ニシテ俗吏ハ逃辭ノナス術ナク、各々色ヲ失ヒテ黙然タリ。

同二十三日津田公輔、大谷源藏、大谷千代松（以上回天軍）山下少輔、大塚浪江、宅野魁助（以上御手廻）萩行、八百屋町中本某ニ同四日周布殿ヲ訪ヒシニ、去ル二十二日領地美祿郡渋木ニ移ラル。更ニ益田石見殿邸ニ到リ出山尽力ヲ促セバ予等後見職辭退ノ申出中ナレバ周旋スベキ責任ナク、且ツ不日政事堂ヨリ召喚アル由ナラバ、ソレ迄ハ出山セザルノ決心ナレバ周布氏ニ就テ熟計然ルベシトノ答弁ナリ。帰寓ノ後益田殿ノ旨ヲ領シテ周布殿ノ山口行キヲ迫リ、ソノ承諾ヲ得テ更ニ益

田殿ヲ促スベシト一決シ、昼飯ヲ喫シテ公輔、千代松、浪江、魁助四名渋木行ノ途ニ上リ、同夜着、周布殿ニ迫ルトイエドモ、益田殿同様ノ弁解ニテヒタスラ出山ヲ辭セラル、ニヨリ、強イズシテ止ム。

同二十五日渋木出発、千代松、魁助ハ帰萩シ源藏等ニ通ジテ一同山口ニ行ク為公輔、浪江ハ直チニ山口行、モットモソノ途次畑（栗屋氏領地敷島ノ住居地ナリ）ニテ敷地ヲ叩クニ、ソノ兄田中忠左エ門邸接ス。敷島ハ既ニ出山セリ。同二十六日公輔山口着（札ノ辻山ハニ止宿セリ。）

翌二十七日少輔、魁介、千代松、源藏及三浦榮之進、増野徳一郎（二名共ニ紀士「紀州の士」正義派ニシテ後ニ出萩セシ者ナリ）等萩ヨリ至ル。

一行山口ニ至レバ、既ニ本藩ヨリ故親施公ノ御罪状御取揚ゲノ令ヲ発セラレタリ。ソノ写

御神本精次郎

⑧「益田親施が罪せられて切腹したため、謹慎の意をもって益田姓を避け、旧姓御神本を称した」

右 父右衛門介（親施）先達テ御咎実犯相当ノ罪状ヲ以テ沙汰可被仰付（仰せ付けらるべき）所、詮議ノ者不屈ニ付、無条理ノ儀之レ有り、御心外ニ思シ召サレ候。之レニ依リ最前ノ罪状御取上ゲ被仰付（おゝせつけられ）候事。

同二十七日奇兵隊時山参謀ノ計画アリテ藤田篤輔、山下範三郎ノ帰邑ニ決シ公輔、千代松、浪江及ビ組士兩名同伴出発、翌二十八日少輔出発、源藏ハ敷島ト共ニ浪木行、魁介一人ハ滞山セリ。

同二十九日夜大塚浪江宅ニ於テ大会議ヲ開設シ、運動ノ針路ヲ議スルニ、急激温和二流ニ分カレ遂ニ温和派ノ多数ニ制セラレテ急激説ヲ実行スル能ワザルニ至ル。従ッテ時山氏

ノ意見モ画餅ニ帰ス、嗚呼。

七月七日曉天下田万村管所ヲ引キ揚ゲ全軍出山セリ。全体両後見ノ因循姑息ニシテ徒ニ日月ヲ経過シ、為ニ俗論党ノ氣焰ヲ高メ、北門要衝ノ防禦ヲ引キ受ケナガラ、邑中人心恟々互ニ相反目スルノ場合ニ至レルハ、国家ノ為慷慨（いきどおりなげく）ニタエザレバ、本藩政府ニ迫リテ直接ノ英断ヲ仰グノ決意ナリ。此ノ報須佐ニ達スベケレバ、本藩政府へ直裁ノ事ヲ噴願セント一決シテ発程セリ。

同八日宇谷、市丸両組大会議ヲ開キテ御手廻既ニ出山セシカバ、両組モ御手廻ト共ニ出山噴願ノ事ニ決ス。

同九日夜宇谷、市丸両組及ビ瀬尻組ノ内西尾壯助外四名以上七十有余名、上小川村武氏八幡宮社前ニ集合シテ夜半山口ニ向テ出発ス。

去月上旬俗吏等仙相院君ヲ奉ジテ山口ニ至ルヤ、何等ノ運動アリシヲ知ルベカラズトイエドモ、ソノ結果桂主殿殿ヲ以テ幼主ノ代役タラシ

ムルノ命アリ。(桂主殿ハ仙相院君ノ女孀、殊ニ毛利筑前大夫ノ弟ナレバ俗吏等仙相院君ノ意ヲ迎ヘテ之レヲ代役タラシメ益々権勢ヲ專ラニセントスルノ私ヲ挟ンデ内願セシモノニシテ、益田丹下等又奔走大イニ努メタリト云フ)

桂主殿ハ益田家ノ供張ニテ意氣揚々本日山口ヲ出発シテ萩ニ至リ近日須佐行アルベキ由ナリ。津田公輔、中村藤馬政事堂ニ出頭議政員ニ出頭ヲ乞フ。波田野金吾氏出会セリ。公輔等曰ク「当度桂主殿殿ヲシテ代役タラシメラル、ハ、益田家ノ前途深ク憂フル所ナリ。何トナレバ同氏ガ萩市街ヲ往来スルニ人之レヲ指シテ桂馬鹿且那ト称ス。イズクンゾ名門貴族ノ幼主ヲ輔ケ代役ノ責任ヲ負フベキ器置アランヤ、公輔不敏トイエドモアクマデ幼主ノ輔導ニ尽力シ、成育ノ後父祖ノ名誉ヲ襲ギ国恩ノ万一ニ報ハシムルハ誓ッテ期スル所ナリ。仰ギ願ハクハ公輔等ノ言ヲ容レテ桂主殿

ノ代役ヲ解カレンコトヲ」ト。波田野氏大イニ激昂シテ曰ク「桂主殿ヲシテ益田精次郎ノ代役タラシムルハ藩主公ノ御命令ニテスナハチ御差付ナリ、汝等ノクチバシヲ容ルベキ事ニアラズソノ賢愚得失ハ益田家ノ家務ヲ執ラシメテ成績ノ如何ヲ見ザレバ予メ判断スベカラズ」ト言イ終リテ入ル。公輔等益田家ヲ賭スルノ压制ヲ不快ニ感ズレドモ、当時本藩ノ威嚴犯スベカラザルヲ以テ退出セリ。御手廻三組等各々兩後見ニ噴願書ヲ出セシニ、兩後見ハ当度桂主殿ヲ以テ精次郎殿ノ代役トセラレタレバ、須佐処分ノ件ハ余等ソノ責ニ任ゼズト答ヘタルニヨリ、更ニ政事堂ニ噴願セシニ、益田家ハ当度君公ノ深キ思召アリテ桂主殿ヲシテ代役タラシメラレタリスナハチ不日須佐行アルベシ、精次郎殿幼少中益田家ノ家政ハスベテ代役ノ処置ニ任セラレタレバ、アクマデ代役ニ建言シテソノ裁判ヲ促スベシ、万一代役ノ処理シ能ハザル事アレバ代役ヨリ本藩ニ具申シテ御指揮ヲ仰ガルベシト拒絕

セリ。尔後回天軍ハ本藩政府ニ向ヒテ直接裁断ヲ乞フベキ旨ヲ建言シテ止マズ。御手廻総代ヨリモ又噴願書ヲ出シテ処断ヲ仰グコトシキリナリ。

茲ニ回天軍ハ一貫野村里岡某ニ滞陣シ、津田公輔、大橋三樹三、中村藤馬、奇兵隊員山下範三郎、黒谷豫四郎同伴山口ニ出ズ。御手廻ハ山口金古曾ニ着泊シ、後總代ヲ残シ置キ総人数ハ千坊村ニ転ジ、三組ハ一貫野ニ逗留ス。総人数百七十八ナリ。

代役桂主殿ハ本藩政府ヨリ益田三郎左エ門栗山翁輔兩名ニ押隠居ヲ命ジ、他人相對ヲ禁ジ、コトニ翁輔ハ親族タリトモ面接セシムベカラズトノ内命ヲ受ケタリト雖モ、元来俗吏党ノ為ニ推避セラレテ益田家ノ代役タル主殿ナレバ、情実ニ纏綿セラレテ果断決行スルコトアタハズ、荏苒（ぐずぐず日を送す）日ヲ経過セシニ、終ニ三郎左衛門ハ依頼退隠シ、養子邦衛ニ家督相続セシメ（同家ノ為ニ祝宴

ヲ開キタリト云フ）翁輔ハ普通ノ隠居ヲ命ジ、男内蔵太ニ家督相続セシメタリ。故ニ党派ノ主（首）領タルハ自然タリ。

回天軍ヨリ山口諸隊会議所ニ出セシ願書写

去冬以来弊邑不穩、ソノ起ル処ハ益田三

郎左エ門、栗山翁輔、波田与一（市）、多

根頼左エ門等ガ如キ奸吏要路ニ当タリ、幼

主ヲナイガシロニシ、自己ノ權威ヲ専ラニ

シ、ソノ外北強団ニテ魁首仲井半四郎、多

祢卯一、山崎十郎左エ門、松野十内、宅野

太郎、内藤礎助等右ノ者ヘ左袒いたし（味

方をする）種々奸謀ヲ廻ラシ候ヨリ、終ニ

正邪兩立ニ相成候処、今日ニ至リ候テハ賊

勢弥盛ニ相成リ、實ニ以テ不堪痛憤（實に

もっていきどおりにたえず）候、私共一同

噴願ノ筋コレアリ候エドモ、御膝元近クマ

カリ出デ候テハ恐レ多キ儀コレアリ候ニ付

キ、一先領分一貫野ヘ引越シ五、六人ダケ

山口表マカリ出申候、然ル処コノ度益田三

郎左エ門等、隱居仰セ付ラレ候エドモ、ソノ余ノ儀ハ絶エテ何タル御詮議筋モコレ無ク候段、一統疑惑ヲ生ジ申候、前首謀ノ者ハキツト敵科ニ処セラレベキハズノ処、恐レナガラ寛大ノ御処置ニテハ正義回復ノ目途相立タザルハ眼前ノ事ニ候、トクト考エ一統感服仕リガタク候、コノ上改メテ御詮議仰セツケラレ、速カニ適当ノ罰仰セ付ケラレ候様御取計伏シテ願イ奉候

誠惶誠恐謹言

回 天 軍

七月十七日

諸隊會議所各申 様

同十五日須佐ヨリ御直使トシテ安富九郎兵衛、金山太左エ門等至ル。一貫野村在陣回天軍及び三組千防村滞在御手廻ノ間ニ往來シテ帰邑、嘆願スベキノ命ヲ伝テ曰ク、多數ノ人員当地ニ滞在スルハスコブル不穩ノ挙動ニシテ両君公ニモ自然御煩念ヲ掛ケ、実ニ以テ恐

懼ノ至リナレバ、至当ノ請求ハ聞届クベキニヨリ一応帰邑ノ上願書差出スベシトノ事ナリト。然ルニ回天軍ハ邑中ニ於テ請願ノ手続ハステニ尽セリ、要路ノ奸吏ヲ倒サズンバ正義ヲ貫徹スルニ由ナシ。依テ当地ニ出張シテ本藩政府ノ裁決ヲ仰グモノナレバ、ソノ不穩ノ挙動ナルモ亦止ムヲ得ザルニ出ズルナリ。アニ好ンデ之ヲナスモノナランヤ、故ニ帰邑ノ命ニハ応ジ難シト決答セリ。御手廻三組等ハ御直使ノ命ナレバ強背クベカラズト雖モ、一同帰邑嘆願スルハ却テ邑中ノ混雜ナレバ、少數ノ総代ヲ帰邑セシメテ嘆願ヲ出シソノ成否ヲ試ミント評決シ、御手廻ハ市山淳蔵、山下少輔、松原泰蔵、松原仁蔵、大塚浪江、仲井健三ノ六名ヲ推選シテ總代タラシメ、三組ハ一応御手廻ノ總代帰須嘆願ノ上事情ヲ報知スルノ約アレバ、ソノ一報ヲ待チテ總代ヲ選定スルコトニ決セリ。淳蔵等安富九郎兵衛等ト共ニ十九日千坊村ヲ出発シテ翌二十日着須、直チニ出邸、代役桂主殿殿ニ面接シテ従来

ノ始末ヲ洩サズ詳陳シテ願意ヲ具申シタルニ
明日書面ヲ以テ開陳スベシトノ事ニテ退出セ
リ。

御手廻願書

御願申上候事

去冬以來御内輪一和仕ラズ、終ニ北強団ト
回天軍ト兩立ニ相成リ、追々本藩政府ノ御厄
害筋ニモ立至リ恐入奉リ候。御国家ノ為外患
ヲ防ギ候儀者勿論ニ候得共、必竟先君御逝去
後、執政之者因循ニ打過、依姑之沙汰有之候
ヨリ經停日ニ甚敷、就而者当夏以來私中間
ニ立乍微力周旋仕候得共、ソノ垂無之今日ニ
至リ候テハ、混和之目途相立タズ号哭悲泣之
至ニ候。實以切迫之時勢北方之要害相守候儀
ハ御家ノ任ニ被為在候得共、只今之趣、人心
一和仕ラズ候テハ恐レ乍ラ御家之御為筋ハ不
及申御兩國一箇之疲弊ニ候得者、些細之議論
ハ闊キ、北強団之魁首タル者ヲ罰シ、回天軍
ヘモ相当ノ罰ヲ加ヘラレ速ニ混和ノ基ヲ開キ

一國ノ正義恢復仕リ御国家ノ為ニ死力ヲ尽シ度
ク候。尚私共非分有之候ハバ伏罪候間、条理判
然公道之御英断偏ニ懇願奉リ候。

誠恐誠惶謹言

七月二十一日

御手廻中

右願書ヲ邑政堂ニ出セリ。

ここに奇兵隊書記時山直八氏ノ意見ニテ回天
軍ハ今一応願ノ為帰須スベシ、万一逮捕シ、
或ハ叱責セバ直チニ隊兵ヲ引率シテ須佐ニ向フ
ベシトノ事ニテ、奇兵隊山下範三郎、回天軍津
田公輔、安岡五郎、三浦政衛等帰須ニ決シ旅装
已ニ成ルノ時、探偵ハ須佐ヨリ帰陣報ジテ曰ク
当度須佐邑ニ於テ創立セシ各隊ハ、本藩ノ命令
ヲ以テ不日解散セシメラル、由内達アリテ、回
天軍、北強団、新撰隊（町農兵ノ団結）等ノ隊
名ヲ廢シ、並ニ育英館ニ入り文武ノ稽古ヲナサ
シムルコトニ決シタリ。必ズヤ邑政堂俗吏ノ山
口ニアルモノ、須佐兩立ノ基因ハ必竟回天軍ノ
立隊ニアル由ヲ内陳シテ本藩政府ヲ瞞着（だま

す)シ、ソノ勢力ヲカリテ正邪ヲ混同シ、己レガ罪惡ノ形跡ヲ煙滅セントスル權謀ナルベシ。是ニ於テ回天軍ハ役員會議ヲ開設シ帰須曠願ノ如何ヲ論究セシニ、津田公輔曰ク、俗吏等先ズ仙相院君ニ讒誣シ、ソノ容レラル、ニ及ンデ仙相院君ノ威光ヲ戴キテ兩後見ヲ籠絡シ、次デ南園隊ヲ欺キ、遂ニ本藩政府ノ処断ヲ躊躇セシムルニ至レリ。ソノ奸惡至ラザル所ナシ。今ニシテ正邪曲直ヲ判弁シ、公平無私ノ断決ヲ頼ムハ独リ奇兵隊アルノミ。ヨッテ回天軍ヲ率イテ奇兵隊ニ入り、同隊ノ力ヲカリテ正氣回復ノ効ヲ奏スルニシクハナシト、中村泰一、中村藤馬等コノ説ニ同感ス。栗山徹三、大橋三樹三ハ探偵者飛報ハ誤無キヲ保スベカラズ、シバラク御手廻三組曠願ニ一臂ヲ添ヘソノ成ヲ待チテ後進退ヲ決スルモ遅キニ非ズト甲論乙駁紛議ゴウゴウタリシガホトンド全軍公輔ガ説ニ賛成セリ。

初メ須佐ヨリノ探偵者帰陣スルヤ、アタカ

モ好シ玉川小文吾(元回天軍)金山義十郎(同)奇兵隊ヨリ来ルニ会セリ。ソノ飛報最モ懸念ナルヲ以テ直チニ吉田本陣ニ帰隊、英次郎(元回天軍)等ニ相計リ、隊長阿川四郎ニ具陳シ、阿川ト共ニ本陣ニ至リテ須佐ノ近況ヲ報告ス。スナハチ本陣ハ俄カニ會議ヲ開キ、至急回天軍ヲ誘引スルノ得策ナルニ決シ、英次郎、玉川小文吾、金山義十郎等ニ命ジテ一貫野ニ来ラシム。コノ時回天軍ハ已ニ奇兵隊ニ入隊スベキノ決議ヲナシタレバ、栗山徹三、大橋三樹三等ヲ除キホトンド全軍ソノ準備ヲナセリ。御手廻三組等ハ依然一貫野、千坊等ニ滞留シテ須佐ヨリノ確報ノ至ルヲ待ツ。

同二十日回天軍一貫野村出發、英次郎、玉川小文吾等同伴山口ヲ経テ翌二十一日吉田駅ニ着シ、奇兵隊ニ入ル。

五番銃隊	津田公輔事	牧小太郎兼常(彥)
一番銃隊	中村泰一事	村上研吾満忠(〃)
三番銃隊	中村藤馬事	坪嶋正蔵英義(〃)

五番銃隊 梅津熊之進

正義(家名)

同

三政政吉

一番銃隊

梅津滝之進

同

淺野新平

三番銃隊

兼重半藏義一

同

林 啓藏

同 右

宅野金之丞

同

有田彦兵衛忠孝

五番銃隊

岩本藤太

同

矢田助之進正義

三番銃隊

岩本勇馬

同

吉川道助正義

同 右

内山茂樹

同

寺山時藏則正

五番銃隊

河上小一郎俊光

同

田村為吉

一番銃隊

原井直助事

村田同藏(家名)

同二十八日須佐ヨリ御直使トシテ増野勝太、

同 右

大谷源藏事

森 義助(家名)

大谷利兵衛等一貫野、千坊等ニ至リ至急帰須ス

三番銃隊

三浦政衛事

和田三郎(家名)

ベシ、若シ帰郷セザルトキハソノ旨趣ヲ詳陳ス

一番銃隊

内田正一事

三浦平之助(家名)

ベキノ旨ヲ伝へ、且ツ曰ク、勝太等今日ヨリ吉

三番銃隊

大谷千代松事

竹田十郎(家名)

田奇兵隊ニ至リ君命ヲ伝フベキコトナリ。卿等

五番銃隊

松永纒之助勝正

帰須セバ予等ニ先立チ帰ルモ可ナリ、否ナレバ

小 隊

曾根茂一

予等帰途山口ニ一泊スルヲ期シテ決答ヲナスベ

同

山地乙吉

シト、御手廻三組等ハ各會議ノ上山口ニ向ッテ

同 御台所ノ字三郎事

森 栄藏(家名)

回答セント約セリ。勝太等軼ジテ吉田奇兵隊本

砲 隊

御手洗乙五郎光重

陣ニ至ルト雖モ、応接ソノ要領ヲ尽サザル旨ヲ

同

久賀龜吉忠行

以テ謝絶セラレ山口ニ帰ル。

茲ニ一貫野、千坊二村ニ滞在ノ御手廻三組等ハ回天軍吉田行ノ後ハ大慶(大きな家)ノ柱石ヲ失ヒタル如ク、ホトンド支フベカラザル姿トナレバ協議ノ上弥富村全柳寺マデ帰リテ嘆願スルニ決意スルモノ大半ナリ。増野勝太等ノ山口ニ帰ルヲ待チ、ソノ旅寓ニ至リテソノ旨ヲ回答ス。

勝太ハ山口堅小路三文字某ヲ雇ヒテ諸隊會議所ニ至リ、奇兵隊參謀時山氏ニ対シテ同隊入隊ノ回天軍ヲ除隊シテ須佐へ帰ラシメラレシコトヲ請ハシメタルニ、時山氏ハ邑中奸賊ノ首ヲハネテ出セバ、回天軍ハ即日帰須セシメント答ヘタタリ。

八月五日増野勝太等山口発程、御手廻三組等モ大半出發ス。栗山徹三八御手廻三組ノ大半ニ加盟同伴シテ帰り、大橋三樹三八奇兵隊入隊ニ決シ、御手廻三組ノ内入隊ニ決セシ有志者ハ同伴、翌六日出發吉田駅ニ着シテ入隊ノ申込ヲナセリ。然ルニ三樹三八事故アリテ

入隊ヲ許サレズ、更ニ山口ニ出テ後集義隊ニ入ル。

十日入隊スル者十名

二番銃隊 西尾壯助事 木村敬助正直參名

同 右 若月建三

同 右 横田源三郎事 嶋城久七參名

同 右 村岡三郎

器械方 品川順太

小 隊 御馬屋嘉平事 桐嶋五郎參名

同 右 宇谷組小平事 波田仙市〃

同 右 同 道田政七〃

同 右 太助 事 笠倉新之〃

同 右 市丸組在門事 田中作一〃

同 右 市丸組兵衛事 河原善一〃

同 右 瀬尻組佐七事 波田權十郎〃

同 十四日兼重五郎四郎(御手廻)三浦常之進

(市丸組士)高津久馬(同上)三浦甚四郎(同

上)高津藤太(同上)伊藤秀助(同上)高津善

兵衛(同上)大谷助之進(同上)中村盛人(同

上)兵衛門、七郎左衛門、源四郎、又五郎(以上市丸組)等吉田駅ニ来着セリ。右二十名ハ千坊、一貫野二村ノ屯集人引揚ノ際、猶予未決ナリシガ遂ニ奇兵隊入隊ニ決セルナリ。然ルニサキニ入隊セシ牧小太郎(津田公輔)

ソノ他元回天軍員モソノ旅寓ニ至リ、一会シテ評議セシニ当度来着セシ二十名ハ入隊ヲナサズシテ奇兵隊本陣ニ贖贖書ヲ出シ、入隊員ト内外相応ジテソノ声援ヲ促スベシト決セリ。

茲ニ桂主殿殿ハ俗吏ノ被面ニヨリ領内ノ士卒ヲ召喚シ、就中御手廻三組等正義派ノ者ヲ一、二名宛殿内大広間ニ出サシメ、役員列席威儀堂々ノ中ニ、邑政府ニ反スル運動旨趣ヲ糺問シ、自今代役ノ指揮ニ従フヤ否ヤヲ決答セシメラルルニヨリ、御旨ニ従フベシト答フル者少ナカラズ、是ニ於テコレニ従フベシト答ヘシ者ハ邑政堂ニ至リテ俗論党ト共ニ血ヲ刺シテ(血判)誓約セシメタリ。

同十八日、松原兵左エ門(大組)ハ須佐邑

政堂ニ於テ松本良左エ門ト激論數刻ニワタリシガ、同夜自宅ニ於テ割腹セリ。其ノ旨趣一通ノ遺書ニ詳悉セシモ親戚之ヲ秘シテ世間ニ公ニセサル由ナリ。平左衛門ハ平素質直廢趾ヲ重ンズルノ氣象アリテ、且祖先六左衛門堯近ノ益田家二十一代元堯ノ時ニ殊遇(特ニ重クアツカワレル)元堯ノ襲ニアタリテ再三殉死ヲ請フト雖モ許サレズ、依リテ其ノ二週忌辰ヲ以テ屠腹セル氣慨ヲ慕ヒシニ、右衛門介君ノ逝去後邑中正俗兩立トナリ、邑政堂中議政ノ顯職ニアル者及ビ北強団中魁首タルモノハ大概同組ノ大組ニシテ因循姑息ヲ主トナシ、アマツサヘ正義ノ士ヲ幽投セシヲ憤リテ、同級ノ會議ニモ出席セズ、鬱々閉居セシガ遂ニ今日ノ事ニ及ベリト云フ。本藩政府ヨリハ当時山口ニ滞在中ナル増野與次へ押問セシニ、平病頓死ノ旨ヲ以テ答ヘタリ。正義ノ士大イニ憤慨セリト雖モ其ノ親戚皆大組ニシテ俗論党ナレバ、割腹ノ証拠ヲ擧グルニ由ナキヲ以テ止ム。

全二十四日兼重五郎四郎等奇兵隊本陣ニ一
封ノ歎願書ヲ呈出ス。

歎願書

去冬以來弊邑不穩ニ至処其原因ハ奸吏等要
路ニ当リ、幼主ヲ蔑如シ自己ノ權勢ヲ專ニシ
候ヨリ、終ニ正邪兩立ニ立至リ候次第、実以
テ痛憤悲泣ノ至ニ罷在候。然ルニ去月本藩政
府ヨリ兩奸吏退職ノ御処分有之候得共（コレ
アリ候エドモ）今日ニ至リ却ッテ俗議愈々盛
ニ相成リ、諂説（へつらいこそこそする）ノ
臣ヲ登庸シ、正義ノ臣ヲ擯斥（しりぞける）
シ、人々其ノ堵ニ安ズルコト能ハズ、追々脱
走シ外居仕リ候。必竟（つまるところ）ハ兩
奸退職後ト雖モ左袒（一方だけを助ける）ノ
奸吏ハ相通ジテ種々ノ陰謀ヲ為シ候エバ、屹
度（きつと）詮議相成候テ、夫々（それぞれ）
適当ノ御処断被仰付（おゝせつけられ）各感
服仕リ、領内一和永ク後難無之（これなく）
候様御取り計ヒ被下度（くだされたく）仍而

（よつて）奉願上（ねがい奉りあげ）候誠恐誠
惶謹言

八月廿日

須佐藩各中

奇兵隊ハ右願書ヲ受理セシニ付、五郎四郎等
ハ一貫野村ニ滞在シテ裁判相待ツ可シトノ事ニ
テ直チニ出發セリ。

奇兵隊參謀兼書記時山直八氏政府ニ照会ノ為
メ出山、次デ軍監山県狂助氏、參謀兼書記三好
軍太郎氏等周旋アリテ、先ズ藩有志者入隊ノ許
可ヲ得タリ。

奇兵隊本陣ヨリ問条並ニ答弁

一、先君徳山ニ於テ御切迫ノ節詰居人何某ニ候
哉

松原仁藏、有田新左衛門御側役ニ候

一、報知ニ歸リ候人何某ニ候哉

松原茂一郎、三好久市、中村藤馬ニテ候

一、重役ノ者何某ニ候哉

職役 益田三郎左衛門、加判 増野又十

郎、当役 栗山翁輔、同上 大田丹宮

一、益田三郎左衛門如何ノ人物ニ候哉

用人 多祢願左衛門、同上 波田 一

執事ノ職ニ居リ、幼主ヲ蔑如シ己ノ權

同上 入江忠左衛門ニ候

ヲ振ヒ、人ヲ侮リ候

一、先君御逝去後正義ノ士幽囚ハ何某ニ候哉

一、大谷撲助割腹ノ節北強団ヨリ何某檢証ニ出

小国融藏、大谷撲助ニ候

候哉

一、総人数親族預ケトハ回天軍総人数ニ候哉

北強団総人数ニ候

回天軍総人数ニ候

一、北強団ノ内西人何某ニ候哉

一、五ヶ条ノ罪状如何

宅野太郎、内藤磋亮ニ候

一、高照院様御自分被立置（立テ置カ

一、育英館尚回天軍へ地方農民入込ノ儀ニ付、

レ）候御手組相破候事

沙汰達如何ノ事ニ候哉

一、仙相院様御趣意相背キ候事

一、今般育英館へ御家来ノ者入込、稽古

一、謹慎中脱走ノ事

被仰付（おゝせつけられ）候ニ付、地

一、御家来中ヲ隊中へ俗論ニ申落候事

方農兵其ノ外ニテモ心掛次第入塾御免

一、御法ニ背キ商家ノ大金ヲカタリ出

被仰付トノ儀ニ候条、右様承知候テ其

候事

ノ沙汰可有之候

一、北強団魁首ノ人何某ニ候哉

一、此ノ度田万ニテ回天軍ノ者被相立（

多根卯一、仲井半四郎、山崎十郎左

あい立てられ）候ニ付テハ、右隊へ入

衛門、宅野太郎、松野重内、大谷岩尾

込度者之儀ハ顯出、御免相成候上ナラ

内藤磋亮等ノ由ニ候

テハ不相調（あいととのはず）トノ儀

ニ候条、此ノ段ヲモ沙汰可有之候事

月 日

松井九郎右衛門

庄 屋 宛

一、付属ノ者誤リハ申候、付属ノ者ハ政府ノ付属ニ候哉

右沙汰致候役人ニテ、即政府ノ付属

ニ候

一、当時政府ハ何某ニ候哉、若其人貶ル（そしる）時ハ後役何某可然哉

当時政府ハ職役増野又十郎、後見増

野与次、加判 益田勘兵衛、当役 松

本良左衛門、同上 大田丹宮、同上

入江中左衛門、同上 仲井半四郎、同

上 増野勝太、同上 松原宗兵衛ニ候

後役ノ儀ハ益田勘兵衛、増野與次、

松原平左衛門、入江忠左衛門、俣賀昌

左衛門、松原給助、増野善左衛門ニ被

仰付、其他大組、御手廻ノ内ヨリ人選

ヲ以テ政務御用係トシテ出勤仰付ラレ度候

九月八日隊命ニ依リ牧小太郎出山セリ。本藩

政府ニ於テハ奇兵隊長等統々出山シテ須佐邑正

義回復ノ処分ヲ要求スルヲ以テ、數度ノ党議ヲ

経テ内決シ、益田家代役益田主殿殿ヲ召喚アリ

テ発表ノ手続近キニアレバ、兼重五郎四郎等ハ

一貫野村引払ヒ帰須スベシトノ命アリ。

奇兵隊ハ軍監林半七ヲ以テ須佐処断事件ノ担

任ト定メ、山口滞在ニテ政治堂議事ニ参与セリ。

尚參謀福田良助、參謀兼書記片野十郎等ノ諸氏

モ時々出山、大イニ周旋スル処アリ。

全十六日御手廻總代市山淳蔵始メ六名（少輔

泰蔵、仁蔵、浪江、健三）並ニ栗山鬼助、宇野

魁介、松井平輔等突然幽囚セラル。其他御手廻

ノ内宥罪ニテ所罰セラル、者多シ。栗山百合熊

即チ夜出発、山口諸隊會議所ニ至リ、大橋三樹

三ニ面接シ同伴政治堂ニ出頭シテ広沢氏ニ報知

セシニ、広沢氏曰ク、幽囚ノ諸氏暫ク忍ビテ静

穩ナラバ其ノ命ニ関スル程ノ急ハアルベカラズ、已ニ代役召喚ノ命ヲ発シアレバ、不日着山ノ期ニ接セリ安神スベシトノ答ニ依リ、退出シ百合熊ハ歸邑セリ。

百合熊出山ノ後中村藤馬隊用ニテ歸邑シ、事終リテ出發セシニ、上小川村ニ於テ多祿卯一ノ農兵ヲ指揮シテ其ノ途ヲ遮ラシムルニ会ヒ、遂ニ捕ヘラリタリシモ、邑政堂ニ至リ弁解宜シキヲ得テ免レタリ。

全廿四日御代役須佐発駕ニテ出山アリ、本藩政府ニテハ御政務国貞直人氏御国付杉篤助氏主任トナリ、奇兵隊林半七氏鴻城学校督学坂上忠介氏等其ノ事ニ参与シテ俗論党処罰ノ御沙汰書及ビ大谷撲助、河上範三氏罪状取消ノ御沙汰書ヲ調ヘテ御代役ニ下ゲ渡サレタリ。

(以下次号)

文政年間（一八一七）から幕末にかけて旱魃（かんばつ）や洪水、冷害などで田畑の収穫がなく、飢饉（ききん）が続き、それに続いて悪疫が流行し、餓死者や病死者が続出する時代でした。庶民は飢えをしのぐため、野草などを手当り次第に食べ、中には毒のあるものもあって中毒死する者も多く出ました。幕府をはじめ諸国においては、対策のためにいろいろと方策を施しましたが、その被害は目をおろう状態であったといわれます。このたび、椋正隆氏宅から提供されました古文書の中に、関連する記録が見つかりましたので、御紹介して当時をしのんでみたいと思います。

諸国大飢饉並諸品廉書

万延元年（一八六〇）改之

「椋正隆家古文書ノ内ヨリ」

天保年中諸国一統不熟に付見聞私記

一、天保七年申歳、当五月麦作迄は凡願歳（平年作）通にて、土用中に天気初終三、四日雨降り続く故、六月十二日殊の外洪水にて、石州、長州別して水強く破損大方ならず、古今稀なる事に候。

同七月初比（はじめごろ）米八合、麦一升位の所、右洪水後追々高値に相成り、節季御蔵入利方四合六勺に被仰出（おろせ出だされ）翌丙正月よりは三合五勺に店方相成り、諸国一統不熟に付、米国不応諸国にて津留（港から船積出しを止める）に相成り、売米三合五勺より二合八勺米少なく、店売共は先ず一人へ日別一分売の外相成らず、勿論他国の人へは一向売り申さざる故、米売店へは看板に御用より書出し、旅人へ示し方の事にて候。無

左而は（そうでなくては）他の人へ売り申さずと、言訳六ヶ敷下々難儀大方ならず、夫（それ）故飢人多く死人数知れず、乞食（こじき）などは死に次第そこそこへこも巻き搦込、誠に古今稀なる事に候。諸国同様の事にて、田舎より城下に至る程死人多く、城下よりも京大阪江戸と追々死人多く相聞候。

一、在方より追々検見（田畑の出来高を調べる）申出候に付、見取被仰付候処、殊の外しよむ（しよもう）落、先且々（かつがつ）に稲穂見候処、手に振り見合せ候へば、五本の稲穂に二本は且々揃ひ、三本は追々とせい小さく白穂にて何も無之位の事にて何共申し難く、此の歳柄大しきは太漁、其外の者取得に相成る物無之候。

御土居勘渡米月割に被仰付、丙の正月は先俵渡相成候処、二月よりは二斗五升宛に被仰付、追々は五升、一斗五升と段々減少

被仰付、御家来内輪殊の外六敷（むつかしく）渡世の吟味色々陰物の心遣ひに候。

一、わらびのせんに米のぬか半分合せ、だんこ是へ麦共少し粉にして入候へば極上也。

一、よもぎの徳は申し難きと雖も、春より節季迄取続にてよろし。

一、ほうくりの根を取り上皮を去り、実をよくつきくだき、よもぎを入れだんごにしてよし。

一、るりの根同断

一、荒麦ひきて同断

一、其外弘法飯等言て有之候へ共、都合格別の事も無之事。

一、中津上の酒屋にて粥（かゆ）焚候て諸人をすくひ候。是も初めは行く人余り無之候処、追々に人多く故、先ず末々と申候ても先年より居住の者計りに相成り、無左而（さなくて）は諸国の乞食多く候事。

一、上より御救米として五升或は三升下々の難渋なる者へ被差下候へ共、終には行届不申、

か様の者は此の御救米引当に遊び暮しみだれ候故、一番に飢死の者多く候事。

一、日本國中酒造三ヶ一に被仰出候処、御國中の儀は無酒造に被仰付、他國酒願御免の上売得被仰付候事。

一、此歳野あらし盗人諸々方々に大事にて、追々御詮議被仰付候処最早（もはや）御詮議も届き申さず、野あらし見当り候はば勝手次第被仰出候事。（勝手に処分してよい）

一、否所積り人力へ対シ三分一の人立被下候へ共、左様の事にては否所戻し相成跡にて無之、然共内輪兼而（かねて）仕合候者は否戻し相成候事。

一、翌丙春より疫病流行にて、是又死人多く有之、公儀より妙薬被仰出別紙写相添候。

一、悪年は大漁と言う古人の申伝へ有之、当年思ひ当れり。悪年は雨降る事繁き故雲り勝にて空晴れ不申故海もにこり、大漁有之と見へたり。日和（ひより）年は海も鏡の

如くさへ、自然と魚類出入無之故と見へたり。一、申の年の如く雨降統時は豊年と言事なし。

か様の年は前広く能々（よくよく）相考ふべし。夏土用中雨降候ても歳能と言ふ時は夏の日和は不入物迄更而（ひきて）左様の事は古今無之。

一、右様の年には米の用意は先ず六ヶしき事にて、早く手を廻し麦を買置べし。相場八合或は七合にても早く求むべし。当年麦三合五勺にて候へ共、其の麦行懸りては無之、去年柄と見受候はば、米も或は塩等も成たけ心遣ひ置べし。世間にはか様雨降り候ても九州はよろし、或は北国はよろし等評判いたし候ても兩年は日本國中不熟と見へたり。能々（よくよく）考知べし。

一、翌丙の八月比（ころ）より少し宛下値に相成り、丙の冬御蔵利市七合八勺被仰出候事。

一、米穀高値の節、米二合八勺、麦三合、大豆三合八勺、小豆二合五勺、燈油拾一分、鯨油

八分、酢百六十文、醬油九十六文、塩七升
入三百二十文、酒七分八として造酒一合三
十二文、綿は八十匁に懸目九分。

右の通は諸国一統の事に候。

一、申の歳津和野御領古今大洪水に付、人痛
み多く破れ候所莫大の事にて三月よりは迄
米札八十文通用の処、大乱にて金相場是迄
米札九十目より九十二の所、此節米札にて
百五十目に相成、段々下り丙十月比(ごろ)
百八十目に相成、是も翠竟(ひっきょう)〓
つまるところ)津和野にて金の両替不相成、
不応に付何時も両替相成事に候ば、か様の
事無之候。

一、か様の歳には味噌、醬油の類用意肝要に
候。世上塩け切れ難渋の者多く有之候事。

一、申八月中比(ごろ)殊の外寒風にて、雪
もけつらかしにふり、夫故おそ田実入不申
当年共は兩年故田作共はすべてかれ口おそ
く、右雪には、つもりよりは在方所望落に

相成候事。

一、丙のとしの春、八十八夜通に大霜にて殊の
外にはぜの木の芽どもかれ、こうぞうの芽共
もかれ、右故はぜ当年はすべてすくなし。当
秋に至り在方よりこうぞう出来立不申に付、
こうぞうぎん見申出候処、先年よりこうぞう
ぎん見被仰付、行形も無之御沙汰に被及不申
然共こうぞ無之は現在の事に付、三步一減少
三分二のすき立被仰付候事。

丙節季銀札一匁八〇にて一匁に相成候事。

一、日本国中国札は皆正銀一匁札或は銀札一匁
所の御定有之候処、諸国共に国札十二匁札、
或は四匁札と下値に相成り、先御国札当年は
宜し。前に相見へ候通石州札共は是迄八〇一
匁札が四分通に下り譚談に及儀にて無之、か
様の歳には国札よりも金銀或は正銀共はくる
ひ無之者にて、損徳の心遣ひもなく候へば、
以後々々其心得にて用心肝要の事に候。然れ
共是以て相場上げ下げに相成候てはもとめに

くし。不熟年は老人申分に、故しへ（いにしへ）よりか様の年は国札乱れ有之と申事に候。然共年数相立つ内には、とんと打忘れ用意もなくして行懸而（ゆきかかつて）手おうさおう（うろうろ）しても手に入る事六ヶ敷故に、終には国札乱れにて大損有之と私記にして書置候事。

一、か様の年柄成共且々（かつがつ）に内場彌ふ者は喰物相応にして行べし。悪食余分求めけんやくをしても、悪食の毒に当てられ、当年共は命をうしのふもの多故記し置く。

一、丙春より疫病流行に候え共、丙の歳も戊の歳も初めは当分風の如くに見へて或は氣はたしかに見へてねつもただけしく見へず、終におのれ病死する人がちなり。当年初めは汁共出候てもやくにたたず、いんしよ（？）となりがちにて、初めよりにんじん用い、はつかんざい（発汗劑）用ひ候者

よろしく、医師も其の通り申す事に候。

一、天保九年の御蔵利市五合に被仰付候に付、引続いて難儀仕る人多く御座候処、天保十年亥ノ二月十日比（ごろ）より追々米下落に相成二月二十日には漸（ようやく）六合に相成麦作当年中作にて御座候。昨年秋作共は下作にて候得共、当年の米下落に相成候はいか様の様子に候哉（や）と相考居候。先此節はやはり風も始り申候。爰（ここ）に印す（記す）は二月二十日改。

一、三月十七日此節にて麦作見合申候処、中ノ上作と相見へ申候。米共は此の節漸く七合位に相成り、麦は一升五勺に相成り、是よりは追々下落と相考申候。

一、嘉永七寅夏、ホウキボシとやら言ふ星出、其の年もけしからん大りびょう（罹病）にて至って死人多く候。惣（総）じて天へ星の出候はわるき事と相考申候。是は論語にも有之候。通天の災は可去自成せず、災はあつべか

らずにて、あくき（悪気？）の天に願ひ諸人に見せ被成候星と相考申候。こう言う星も出るとやらの事。



星の図長さ八間位、幅二尺位、此の星をことふれ申候事。

一、安政五年の八月迄は到て願年、其内麦作不熟に候処、八月よりおかしげな星出で、東より西へ々と御土居の方へ入ふり候処ふいの大利病とんころり（コレラ）流行し御城下在々共誠に毎日々々死人數知れず、心ぼそく御座候事。

天保十四年二月十八日夜初めて空を見申候処、星の出がほ・う・き・ぼ・し・と・言・う・評・判・候・得・共、見合せ申候処、志つ度（？）星にては無之、只天の川の如く白けて長く、凡長さ見積候処が七八十間位にも見受申候。東より西へ流れ居申し、能々（よくよく）見合申候処、追々西へ西へと入申候様相見へ申候。出来り候は十六日頃から共出候哉、十

八日の夜見申候処肖に成り月の登るにしたがふて右の帯の様に長く白け候ものが追々うすくなり、夜半頃には消てしまひ申候。当年は終年正月より此節迄しけながしにて天氣と申す事余り無之候事。

水野越前守様被成御渡（お渡しなされ）候由にて御書付写寄通。

天保八年四月二十七日大目付中よりの御廻状を以て到来の事。

時疫流行候節、此薬を用ひて其煩をのがれるべし。

一、時疫には大つぶなる黒大豆をよくいりて一合耳草（？）一匁水にてせんじ出し、時々呑とよし。

右医渥に出る。

一、時疫に茗荷（みょうが）の根と葉をつきくだき、汁をとり多く呑とよし。

右時後備兼方に出る。

一、時疫には午茅（ごぼう）をつきくだけ、汁をしぼり茶碗半ぶんづつ二度飲て、其の上桑の葉を一握（ひとにぎり）穩火にて能くあぶり黄色になりたる時茶碗に水四盃入れ二盃にせんじて一度飲みて汗をかきてよし。もし桑の葉なくば枝にてもよし。

右孫真人食着に出る。

一、時疫にてねつ殊の外に強くきちがいの如くさわぎてくるしむには、芭蕉（ばしょう）の根をつきくだけ、汁をしぼりて飲みてよし。

右時後備兼方に出る。

一切の食物毒にあたり、又いろいろの草木きのこ魚鳥獸など食煩山に用ひて其死をのがるべし。

一、一切の食物毒にあたり苦しむには、いりたる塩をなめ、又はぬるき湯にかきたて飲てよし。

但草木の葉を食て毒にあたりたるにはい

よいよよし。

右畏政全書に出る。

一、一切の食物の毒に当りて胸くるしみ腹痛には吉更（桔梗）を水にてよくせんじ飲食を吐きいだしてよし右同断。

一、一切の食物にあたり苦しむには、大麦の粉をこうばしく煎りてき湯にて度々飲てよし。

右本草綱目に出る。

一、一切の食物にあてられて口鼻より血出てもだえくるしむには、ねぎをきざみて一合水にてよくせんじ、ひやし置きて幾度も飲むべし。血出やむ迄用ひてよし。

右衛生易簡に出る。

一、一切の食物の毒にあたり煩ふに、大つぶなる黒大豆を水にてせんじ幾度も用ひてよし。魚にあたりたるにはいよいよよし。

一、一切の食物毒にあたり煩ふに、赤小豆の黒焼を粉にしてはまぐり貝に一つづつ水にて用ゆべし。獸の毒にあたりたるにはいよいよ

し。

右千金方に出る。

一、菌（くさびらゝきのこ）を食ひあてられたるには、忍冬（にんどう）の莖葉とも生にてかみ、汁を吞みてよし。

右夷堅志に出る。

右の薬法凶年の節辺土のもの雑食の毒にあたり、又凶年の後疫病流行の事あり、其の為に簡便方を選ぶべき旨依被仰付、請書の内より被吟味出也。

享保十八年丑十二月

望月三英

丹羽正伯

右は享保十八年丑飢饉の後、時疫流行いたし候処、町奉行所え板行（立札）被仰付御料所村々へ被下候間、右は当時諸国村々疫病流行いたし、又は輕きもの共雑食の毒に当り、相煩致し難儀の趣相聞候。天明四辰年御薬法為御扱相解候処、年又敷事ゆへ村々にて致逸失候儀とも可有之に付、此度村々領主地頭よ

り可被相触候。

右従公儀被差出候御書付写相触候条、組より配中へも可被相触候以上。

丙 六月

益（益田）越中

宍（宍戸）伊勢

口（口羽）衛士

梨 頼母

毛（毛利）熊太郎

毛（"）志摩

毛（"）藏主

宍（宍戸）源四郎

右の通従公儀御触有之候段、萩より申来候に付、及触候事。

丙 六月

報 告

一昨年須佐地区、ことに弥富周辺を中心として、たゞら（昔の製鉄）遺跡の探索、昨年は窯業関係遺跡の調査と、県埋蔵文化財センターの依頼により、その方に手をとられて、事務局とともに、皆様への連絡が遅れたことをおわびいたします。

その間、県文書館の先生方を招いて、七回にわたり「古文書を読む会」を開くことができたことは、たいへんな収穫だったと思います。同好の方がおられましたら、今後は私たちで、古文書を読む会をもつたらと思いますので、事務局（公民館）へお申し出ください。

昨年は県埋蔵文化財センターと共に唐津の窯跡再発掘を三週間にわたっておこない、近くその結果の発表がなされ、同地は県指定の文化財になると思います。その他窯業関係として瓦窯の調査もおこないました。

以上、おもな事業について報告しておきま

す。

この資料は山川文庫の中から、又山口県地方史学会発行の山口県地方史の中から抜粋した。単位は石当り、貫、升で表記され、価格は銀匁で示されている。

